

ふじみ野市観光協会マスコットキャラクター「ふじみん」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ふじみ野市観光協会マスコットキャラクター「ふじみん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 着ぐるみを使用するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、ふじみ野市観光協会会長（以下「会長」という）に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用期間初日前6ヶ月から使用期間初日前7日までの期間に提出しなければならない。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸与の許可)

第3条 会長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- 一 ふじみ野市観光協会及びふじみ野市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、会長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。

(使用期間)

第4条 着ぐるみの使用期間は、原則として5日間以内とする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された用途のみに使用すること。
- 二 使用期間を遵守すること。
- 三 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- 四 その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消)

第7条 使用許可を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用許可を受けた者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、会長が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、使用許可を受けた者が被った被害に対しては、会長は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年8月15日より施行する。

様式第1号（第2条関係）

着ぐるみ使用申請書

平成 年 月 日

ふじみ野市観光協会長 あて

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、ふじみ野市観光協会マスコットキャラクター「ふじみん」の着ぐるみを使用したいので申請します。

記

1 使用用途

2 使用期間

年 月 日（ ）～ 月 日（ ）

3 連絡先（担当者、電話番号）

4 添付書類（企画書等）

様式第2号（第3条、第7条関係）

着ぐるみ使用許可書

ふ 観 第 号
平成 年 月 日

様

ふじみ野市観光協会長 印

平成 年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの使用については、
下記のとおり許可します。

記

許可条件

- 1 着ぐるみ使用申請書の申請内容のとおりを使用すること。
- 2 ふじみ野市観光協会マスコットキャラクター「ふじみん」着ぐるみ使用規程を遵守すること。
- 3 ふじみ野市観光協会マスコットキャラクター「ふじみん」着ぐるみ装着要領に従って使用すること。
- 4 着ぐるみを受取る際は、本許可書及び身分証明書（運転免許証、保険証等）を提示すること。